

服務事故防止月間

「他の人のことじゃない！ 見直そう自分の日々の行動を」

わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント、体罰、不適切な指導、個人情報の紛失、交通事故、窃盗等、都民の信頼を失墜する服務事故が後を絶ちません。

以下の服務事故防止のポイントをおさえて、組織的に改善しましょう。

危機感を持つ

服務事故は、「自分には関係ない」「…したつもり」「このくらいなら大丈夫」という判断の甘さや自分勝手な解釈から発生することが少なくありません。研修等を通じて、服務事故に対する危機意識を高めましょう。

日々の行動を点検しよう

自分の日々の行動を、自己点検等を通じて振り返り、東京都の教職員として服務規律を遵守した行動を習慣化し、都民の信頼を失わないようにしましょう。

周りの人にも関心を持つ

職場内で周囲への関心を高め、違和感に気付いたときには互いに確認する体制を整えることで未然に防げる事故も多くあります。報告、連絡、相談を常に意識していきましょう。

「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」の策定及び「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」の一部改正について



あなたは
理解して
いますか？

性暴力等は学校では絶対にあってはならない服務事故です。児童生徒性暴力等については、被害の深刻化や心身等への影響を最小限に抑えるためにも、適切かつ迅速な初動対応が極めて重要です。そこで、発生時の初動対応マニュアルを新たに策定するとともに、令和5年4月1日に標準的な処分量定を改正しました。東京都の教職員は必ず下のURLを確認しましょう。

「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の初動対応」の策定及び「教職員の主な非行に対する標準的な処分量定」の一部改正について

https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/press/press_release/2023/release20230323_07.html



問合せ先・相談窓口

人事部職員課

☎03-5320-6798